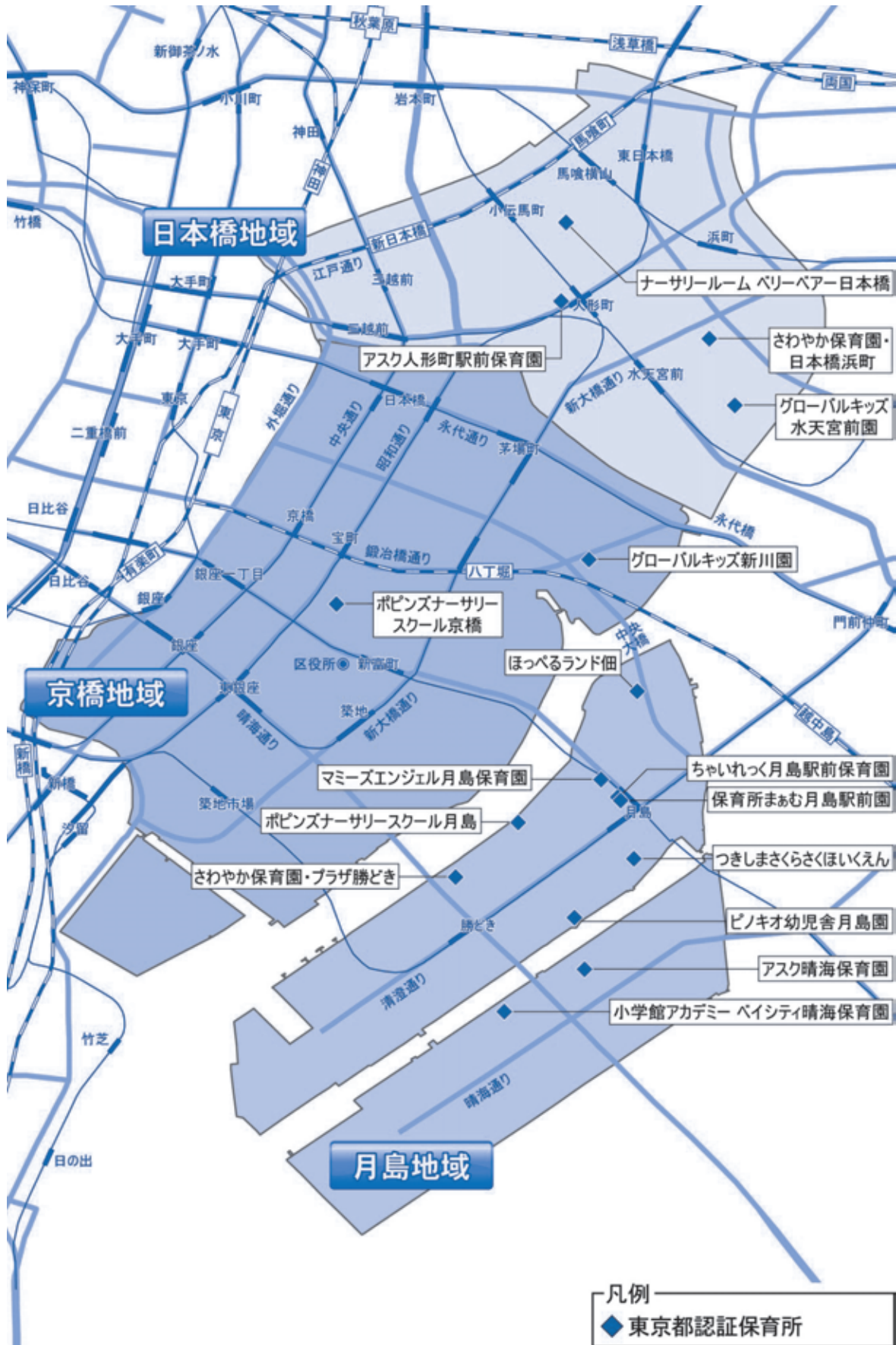
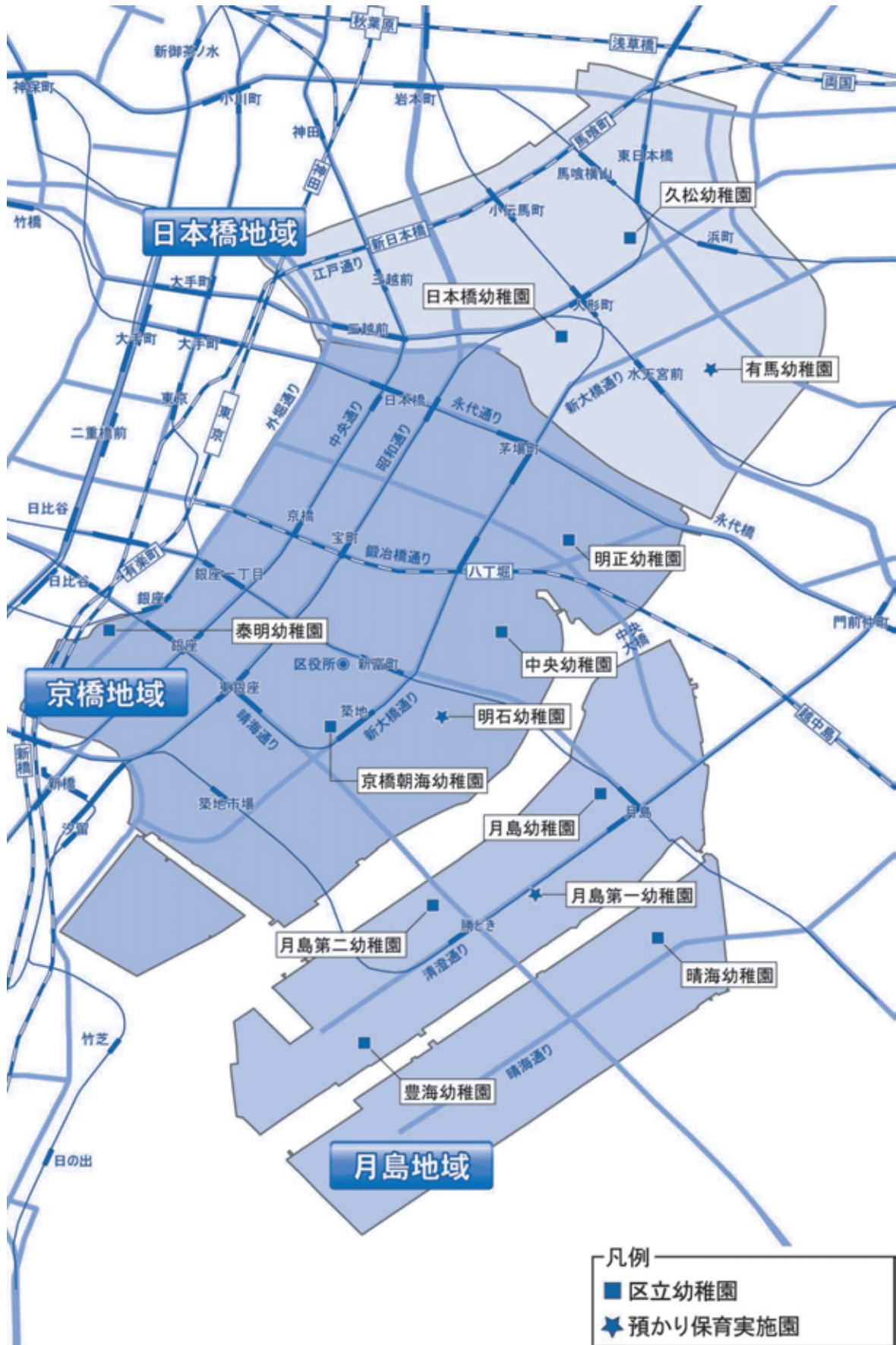


(2) 認証保育所

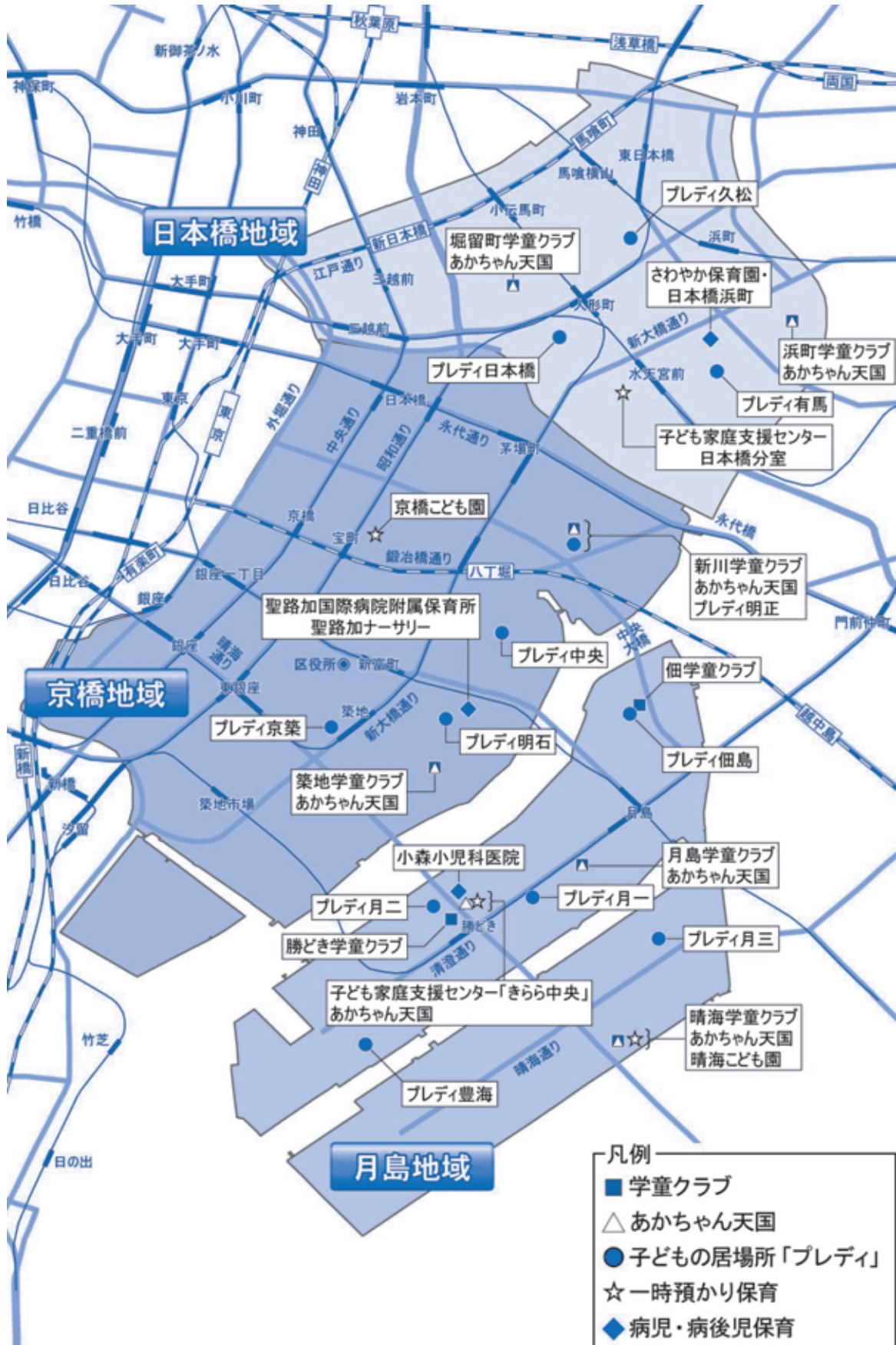


(3) 幼稚園



(5) 地域子ども・子育て支援事業

～学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かり保育、病児・病後児保育事業～



6 中央区子ども・子育て会議審議経過

■中央区子ども・子育て会議委員名簿

(平成27年3月現在)

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者 2名	西 郷 泰 之	大正大学教授
	山 本 真 実	東洋英和女学院大学准教授
医療関係団体 2名	小 森 信 政	中央区医師会
	埴 佳 生	日本橋医師会
子育て支援事業者 1名	佐久間 貴 子	株式会社ベネッセスタイルケア執行役員
保育・教育関係者 4名	村 田 美 緒	中央区私立保育園長会（みちてる保育園長）
	鈴 木 和 子	中央区立保育園長会（中央区立人形町保育園長）
	箕 輪 恵 美	中央区公立幼稚園長会（中央区立京橋朝海幼稚園長）
	酒 井 寛 昭	中央区公立小学校長会（中央区立久松小学校長）
子育て当事者（保護者） 3名	高 橋 真 規 子	公募区民（京橋地域在住）
	鹿子木 亨 紀	公募区民（日本橋地域在住）
	大 石 俊 美	公募区民（月島地域在住）
団体関係者 4名	鈴 木 英 子	主任児童委員（京橋地域）
	加 藤 恵 子	主任児童委員（日本橋地域）
	薩 埴 稔	主任児童委員（月島地域）
	箱 守 由 記	ファミリー・サポート・センター提供会員代表
区職員 3名	平 林 治 樹	福祉保健部長
	和 田 哲 明	中央区保健所長
	新 治 満	教育委員会事務局次長（平成26年3月31日まで）
	坂 田 直 昭	教育委員会事務局次長（平成26年4月1日から）

(敬称略：順不同、計19名)

■平成 25 年度

開催日	主な議題
第 1 回 8 月 28 日	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要（報告） (2) 中央区子ども・子育て会議について（報告） (3) 中央区における子育て支援施策等の現況について（報告） (4) 区域設定 (5) 子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査（ニーズ調査）等について
第 2 回 1 月 28 日	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査の集計結果（速報版）について (2) 教育（幼稚園）・保育施設について (3) 地域子ども・子育て支援事業について (4) 子ども・子育て支援事業計画の記載事項について (5) 国での審議状況について
第 3 回 3 月 27 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量算出結果について

■平成 26 年度

開催日	主な議題
第 1 回 5 月 30 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて
第 2 回 7 月 4 日	(1) 幼児期の学校教育・保育の確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について (3) 保育の必要性の認定に関する基準（案）について
第 3 回 8 月 1 日	(1) 子ども・子育て支援新制度実施に伴う区が定めるべき基準について (2) 中央区子ども・子育て支援事業計画 骨子案について
第 4 回 10 月 31 日	(1) 中央区子ども・子育て支援事業計画 中間報告（素案）について (2) 認可保育所の保育料階層区分の改定等について (3) 保育所利用調整基準等の変更について
第 5 回 1 月 27 日	(1) 中央区子ども・子育て支援事業計画 最終報告（案）について

～子どもが輝く、「子育て自治体ナンバーワン」を目指して～

「子ども・子育て支援新制度」 がはじまります



目次

子ども・子育て支援新制度って何？	P 1
新制度になると何が変わるの？	P 1
給付制度が導入されます	P 1
地域子ども・子育て支援事業を実施します	P 3
給付対象の施設等を利用するにはどうすればいいの？	P 4
保育料はどうなるの？	P 6



中央区

子ども・子育て支援新制度って何？



平成24年8月、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。「子ども・子育て支援新制度」とは、この法律とあわせて改正される「児童福祉法」、その他の関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組を、区市町村が中心になって総合的に進めていく新しい制度のことを言います。

新制度は平成27年4月より全国で本格的にスタートする予定で、中央区においても国の基本指針に基づき、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

新制度になると何が変わるの？



給付制度が導入されます

新制度では、幼稚園等での幼児教育と、保育を必要とする子どもへの保育を個人の権利として保障するために、給付制度が導入されます。

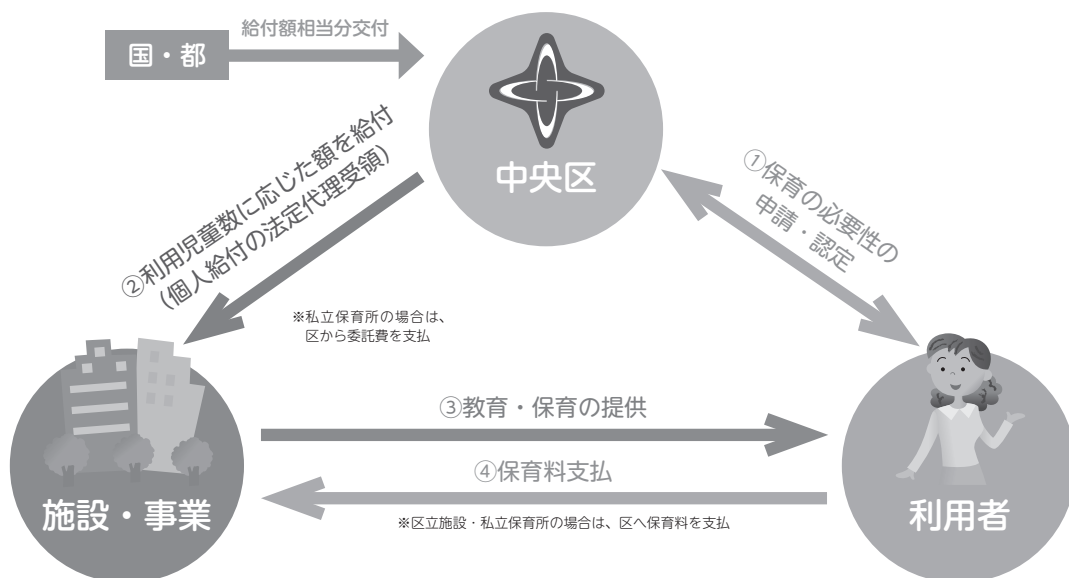
給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などを利用した場合、その費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

ただし、その給付費を確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、区から施設等に支払うしくみ（法定代理受領といいます）となっています。

※「国が定める経費の基準額」－「利用者負担額（保育料）」＝給付費 となります。

※認可を受けていない保育所等については、この給付制度の対象にはなりません。

法定代理受領のイメージ



〈給付の対象となる施設・事業〉

給付対象施設（教育・保育施設）



幼稚園 3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労などの有無にかかわらず利用できます。

※私立の幼稚園については、運営事業者の意向により、新制度の給付対象施設に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。区立幼稚園はすべて移行します。

【区内施設数】 区立13園 〔平成26年10月末現在〕



保育所 0～5歳

就労などのため家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

【区内施設数】 認可保育所：区立14園 私立15園 〔平成26年10月末現在〕



認定こども園 0～5歳

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

【区内施設数】 区立2園 私立1園 〔平成26年10月末現在〕

東京都認証保育所はどうなるの？

認証保育所は、東京都が独自に認証した認可外保育施設であり、新制度の給付対象とはなりません。

利用手続きは従来と変わらず、直接施設にお申し込みいただいたうえで入所決定となります。

また、現在区が行っている保育料補助（認可保育所に在園した場合の月額保育料の差額に応じた保育料の補助）も継続していきます。

中央区外の私立幼稚園に通っている場合は？

中央区外の私立幼稚園に通っている（もしくはこれから入園する）場合は、園に問い合わせ、新制度の給付対象に移行するかどうかを確認してください。

移行する場合は、P5「③利用手続きの流れ」にある「支給認定申請」の手続きをお願いします。

移行しない場合は、新制度の給付対象にならないため、「支給認定申請」の手続きは必要ありません。

給付対象事業（地域型保育事業）

区が認可し、給付対象として認可したものに限ります。



地域型保育 0～2歳

少人数の単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。

① 家庭的保育事業

保育者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。

② 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
※新制度において新たに始まる事業です。

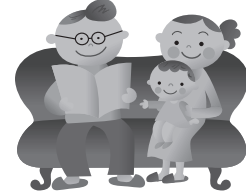
③ その他（事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）

事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも預かるための「地域枠」を持つ「事業所内保育事業」と、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う「居宅訪問型保育事業」も新制度の給付対象となります。

②・③については、今後、中央区においてどのように導入し、実施していくかを検討します。

地域子ども・子育て支援事業を実施します

新制度では、すべての子育てが家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる『一時預かり保育』『病児・病後児保育』『地域子育て支援拠点事業』など、地域での様々な子育て支援事業を実施していきます。



<主な事業>

①一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的にお子さんを預かる事業です。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園、晴海こども園

②子育て交流サロン「あかちゃん天国」（地域子育て支援拠点事業）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談などを行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行います。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館

③子育て短期支援事業

・子どもショートステイ

保護者が疾病などによりお子さんの養育が困難になった場合に、宿泊により短期間預かる事業です。

【実施場所】区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）、区内協力家庭

・トワイライトステイ

保護者が就労などにより帰宅が夜間になる場合に、17時から22時まで一時的にお子さんを預かる事業です。

【実施場所】子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園

④ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。

中央区社会福祉協議会が区からの委託により実施

⑤病児・病後児保育

入院加療の必要のない病中または病氣回復期のお子さんを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【実施場所】病児・病後児保育室：聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー

病後児保育室：さわやか保育園・日本橋浜町、小森小児科医院 病後児保育室

⑥学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童（小学生）に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

【実施場所】築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館

⑦子どもの居場所「プレディ」（放課後子供教室）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童（小学生）が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を提供する事業です。

【設置校】中央小、明石小、京橋築地小、明正小、日本橋小、有馬小、久松小、佃島小、月島第一小、月島第二小、月島第三小、豊海小

給付対象の施設等を利用するにはどうすればいいの？

新制度では、幼稚園や保育所等の給付対象施設等を利用するために、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただく必要があります。

1 3つの区分



1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼児期の教育を希望される場合
〔利用先〕 幼稚園、認定こども園（短時間保育）

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病などの事由により、保育所などでの保育を希望される場合
〔利用先〕 保育所、認定こども園（長時間保育）

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病などの事由により、保育所などでの保育を希望される場合
〔利用先〕 保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業

2 保育を必要とする事由・保育必要量

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）では、主に以下の2点が考慮されます。

（1）保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 就労 ※就労時間の下限は1か月48時間（1日4時間 週3日以上）。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なとき
- ⑩ その他区が認める場合



(2) 保育の必要量に応じた区分

保育を必要とする事由に応じ、次のいずれかに区分されます。

- ① 「保育標準時間」 利用
両親ともフルタイム就労を想定した利用時間。利用時間は8時間から11時間の範囲内で、保育所と相談のうえ決定します。
- ② 「保育短時間」 利用
両親の両方またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間。利用時間は8時間以内で、保育所と相談のうえ決定します。

※就労以外の事由でも、原則として①・②のいずれかに区分されます。

利用時間のイメージ

	7:30	9:00		17:00	18:30	19:30
保育標準時間	利用時間 8時間～11時間				延長保育	
保育短時間	延長保育	利用時間 8時間以内			延長保育	延長保育

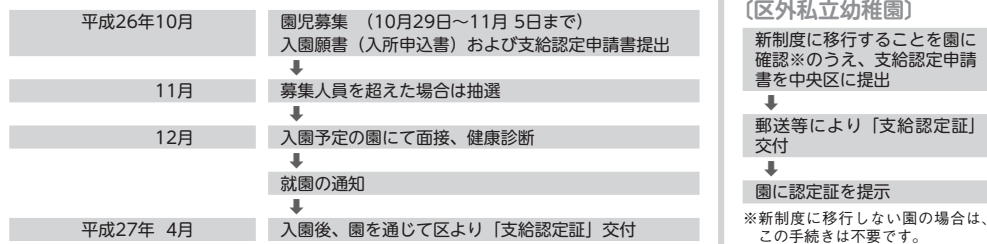
※保育短時間の利用時間は9:00～17:00とします。

3 利用手続きの流れ

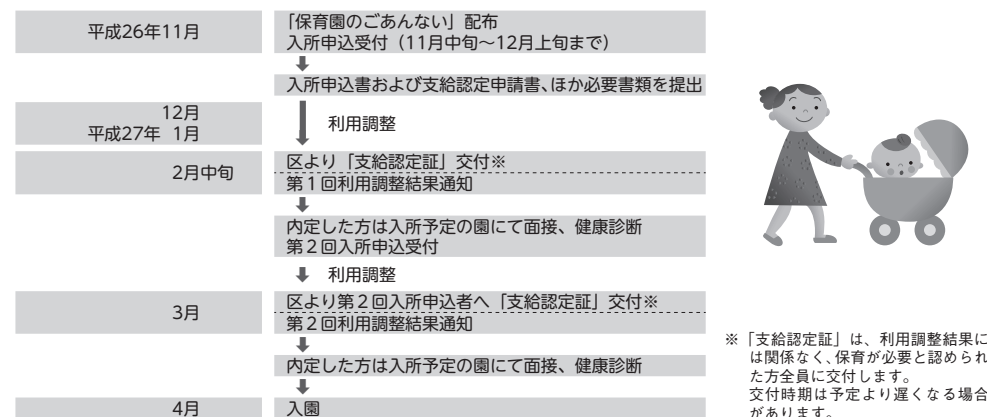
「支給認定申請」を行い、「支給認定証」の交付を受けてください。

(1) 平成27年4月から新たに施設を利用する場合

1号認定 (区立幼稚園・認定こども園 (短時間保育))

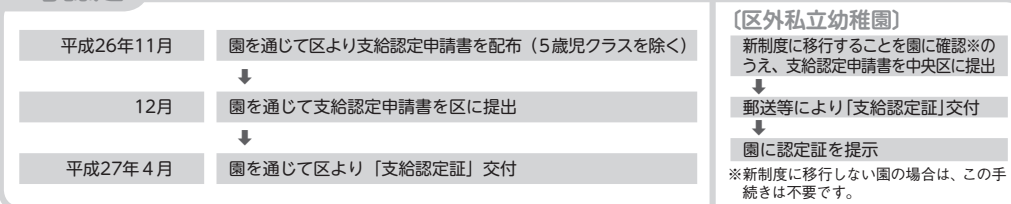


2・3号認定 (保育所・認定こども園 (長時間保育))

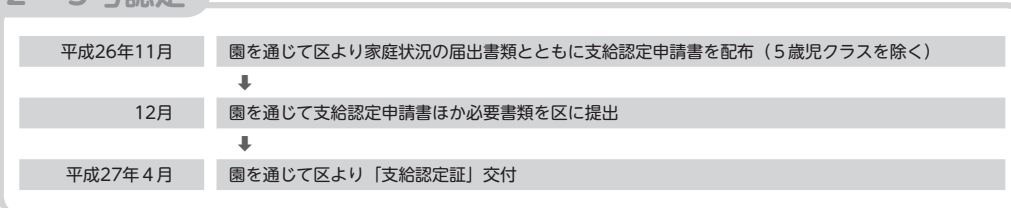


(2) 現在、幼稚園や保育施設などを利用している場合

1号認定 (区立幼稚園・認定こども園 (短時間保育))



2・3号認定 (保育所・認定こども園 (長時間保育))



※東京都認証保育所を申し込む場合

P2にあるとおり、認証保育所は新制度の給付対象とはなりませんので、支給認定申請の手続きはありません。入所の申し込みは各認証保育所で直接受け付けていますので、希望される施設にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

保育料はどうなるの？

給付の対象となる施設を利用する場合の利用料（保育料）は、原則として所得に応じた負担（応能負担）を基本に、国が定める水準を上限として区が設定します。

また、施設によっては、あらかじめその用途や額、徴収理由等を明示したうえで、教材費等を利用料に加えて徴収する場合があります。主な施設の保育料は以下のとおりとなります。

[区立幼稚園・区立認定こども園 (短時間保育)]

現行の保育料を上限として設定する予定です。

〈参考〉現行の保育料 区立幼稚園…月額5,000円

区立認定こども園 (短時間保育) …月額11,000円 (給食費を含む)

[私立幼稚園・私立認定こども園 (短時間保育)]

国が定める水準を上限として区が設定しますが、現在検討中です。

[区立認可保育所・私立認可保育所・認定こども園 (長時間保育)・地域型保育事業]

月額64,000円を上限に、所得に応じた階層に区分して保育料を設定します。

現在は所得税額を基準に算定していますが、住民税額に変わります。階層表については、現行の区分をもとに現在検討中です。

保育料が決定しましたら、区ホームページ等でお知らせします。

今後のスケジュール

10月	1号認定申請および幼稚園、認定こども園（短時間保育）入園願書（入所申込）受付
11月	2号・3号認定申請および保育所、認定こども園（長時間保育）入所申込受付 「区のおしらせ」11月11日号、11月21日号に新制度・保育所入所申込について掲載 11月25日、26日 新制度および保育所4月入所申込事務説明会
12月	「中央区子ども・子育て支援事業計画」※素案 パブリックコメント実施
⋮	
3月	「中央区子ども・子育て支援事業計画」策定
4月	子ども・子育て支援新制度スタート

※中央区子ども・子育て支援事業計画とは…

新制度が開始される平成27年度から平成31年度までの5年間において、幼稚園や保育所などの施設や地域子ども・子育て支援事業の利用希望をアンケート調査により把握し、算出した需要量に対しどれくらいの提供体制（施設利用定員など）を確保すればよいかを掲載した計画です。

区民の代表も参加する「中央区子ども・子育て会議」で話し合ったうえで策定を進めています。
会議の内容や計画策定の進行状況は以下の中央区ホームページで見ることができます。

中央区子ども・子育て会議ホームページ：<http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/keikaku/kodomokosodatekaigi/index.html>

中央区子ども・子育て会議

検索

問合せ先

新制度全般に関すること

中央区福祉保健部子育て支援課子育て施策推進主査 TEL 03-3546-5681

保育施設等の利用・申込みに関すること

中央区福祉保健部子育て支援課保育入園係 TEL 03-3546-5387

幼稚園の利用・申込みに関すること

中央区教育委員会事務局学務課学事係 TEL 03-3546-5512



中央区新制度ホームページ：<http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/keikaku/shinseido.html>

新制度 中央区

検索

新制度に関する国の情報を知りたい方は

内閣府新制度ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

新制度 内閣府

検索